

日本大学内部質保証推進規程

令和3年3月12日制定
令和3年3月1日施行

(趣旨及び目的)

第1条 この規程は、日本大学（以下「大学」という）の内部質保証推進に関する必要事項を定める。

2 大学の内部質保証は、大学の目的及び使命並びに各種方針等に基づき、自らの責任における教育研究活動等の適切な水準の保証、学生の学修の充実及び学修成果の向上を実現するため、自己点検・評価活動を恒常的に行うとともに、全学的な改善・向上に向けた取組を継続的に行い、大学の教育の質保証を図り社会的責務を果たすことを目的とする。

(内部質保証の推進体制)

第2条 大学の内部質保証の推進体制は、次のとおりとする。

- ① 大学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、大学に全学内部質保証推進委員会（以下「全学推進委員会」という）を置く。
- ② 大学院独立研究科、専門職大学院、学部（併設の大学院研究科及び付属の専門学校を含む）、通信教育部及び短期大学部（以下「学部等」という）の内部質保証の推進に責任を負う組織として、学部等に学部等内部質保証推進委員会（以下「学部等推進委員会」）を置く。
- ③ 内部質保証体制の適切性を検証するために、外部有識者の意見を求めることができる。

(全学推進委員会の構成)

第3条 全学推進委員会は、次の者をもって構成し、委員は大学が委嘱する。

- ① 副学長
 - ② 常務理事
 - ③ 学務部長
 - ④ その他学長が推薦する者 若干名
- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 学長は、随時、委員会に出席することができる。

(全学推進委員会の任務)

第4条 全学推進委員会の任務は、次のとおりとする。

- ① 大学の内部質保証の推進に関する事項
- ② 大学の自己点検・評価活動に対する運営支援、検証及び改善指示に関する事項
- ③ 大学の認証評価に関する事項
- ④ その他大学の内部質保証に関する事項

(学部等推進委員会の構成)

第5条 学部等推進委員会は、当該学部等の専任教職員若干名をもって構成し、委員は大学院独立研究科長、専門職大学院研究科長、学部長、通信教育部長又は短期大学部学長（以下「学部等の長」という）が委嘱する。

- 2 委員長は、委員のうちから学部等の長が委嘱する。
- 3 委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(学部等推進委員会の任務)

第6条 学部等推進委員会の任務は、次のとおりとする。

- ① 学部等の内部質保証の推進に関する事項
- ② 学部等の自己点検・評価活動に対する運営支援，検証及び改善指示に関する事項
- ③ その他学部等の内部質保証に関する事項

(委員以外の者の出席)

第7条 各委員会の委員長は，必要に応じ委員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

(結果の活用及び公表)

第8条 学長は，全学推進委員会からの全学内部質保証結果を真摯に受け止め，改善に取り組むものとする。

2 全学内部質保証結果については，学内外へ公表するものとする。

(所 管)

第9条 内部質保証推進に関する事務は，本部においては学務部，学部等においては庶務課が行う。

(内規等)

第10条 この規程に関するその他の必要事項は，内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は，令和3年3月1日から施行する。